大学共同利用機関法人自然科学研究機構広告掲載取扱規程

令和７年３月１日
自機規程第１３９号

（趣旨）

第１条　この規程は，大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の広告媒体への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　機関等　大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成１６年通則第１号。以下「組織運営通則」という。）第２条に規定する大学共同利用機関及び共通施設等，第２条の２第１項に規定する機構直轄の研究施設並びに第３条各号に規定する組織をいう。

二　機関等の長　前号に規定する機関等の長（岡崎共通研究施設にあっては，当該研究施設に対して密接な連係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。）をいう。

三　広告媒体　次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

イ　機構又は機関等が作成する広報誌，冊子類及び封筒等の印刷物

ロ　機構又は機関等の公式ウェブサイト

ハ　その他広告媒体として活用できる機構又は機関等の資産

四　民間企業等　民間企業，国，地方公共団体その他団体等をいう。

五　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

六　広告主　広告掲載の許可を受けた広告の主体となる者をいう。

（基本方針）

第３条　広告掲載は，機構の業務に支障を及ぼさず，かつ，機構の信頼性及び公平性を損なうことのないものでなければならない。

（資格）

第４条　広告主は，次のいずれにも該当しない者とする。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に定める暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者

三　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法

律（平成１５年法律第８３号）に定めるインターネット異性紹介事業者

四　機構から建設工事，物品の購入又は製造，役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者

五　国，自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者

六　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中の者

七　次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者

イ　調査会社，探偵事務所等に関するもの

ロ　銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

ハ　連鎖販売取引，業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの

ニ　前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

ホ　医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

ヘ　消費者金融に関するもの

ト　賭博又はギャンブル等に関するもの

チ　法令等による規制の対象となっていないが，社会的に問題となっているもの

八　その他広告掲載を行う者として適当でないと認められる者

（広告掲載の基準）

第５条　広告内容が次のいずれかに該当する場合は，広告掲載の対象としない。

一　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

二　公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの

三　基本的人権を侵害するもの

四　政治性又は宗教性があるもの

五　社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの

六　個人又は法人の名刺広告

七　内容又は責任の所在が不明確なもの

八　虚偽若しくは事実と異なる内容を含み，又は事実を誤認させるおそれがあるもの

九　比較広告

十　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

十一　たばこに関するもの又は喫煙を促すもの

十二　賭博又はギャンブル等に関するもの

十三　その他広告掲載として適当でないと認められるもの

（広告掲載の実施の決定等）

第６条　広告掲載の実施の決定及び広告内容等の決定は，広告媒体を管理する機構又は機関等の長が行うものとする。

（報告）

第７条　機関等の長は,広告内容等を決定したときは,以下の各号に掲げる事項について,研究基盤戦略会議に報告するものとする。

一　広告媒体

二　広告内容

三　広告主

四　広告掲載料

五　広告掲載の期間

六　その他広告掲載の実施に関する事項

（広告主の責務等）

第８条　広告主は，広告内容等，掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は，広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを，機関等に対して保証するものとする。

３　広告主は，広告の原稿製作に関する経費を負担する。

４　第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合，広告主は，自らの責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（損害賠償請求）

第９条　広告主の責めに帰すべき事由により機関等が被害を被った場合は，広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，広告掲載の取扱いに関し必要な事項は，広告媒体を管理する機関等において別に定める。

附　則

この規程は，令和７年３月１日から施行する。